

災害時要援護者調査にご協力ください

町では、災害時の要援護者(何らかの支援が必要とされる方)対策として、65歳以上の一人暮らしの方について、「高齢者等の見守り台帳」(仮称)を作成します。そのため、各地区の民生委員児童委員を中心に台帳の基礎となる調査を行います。調査対象者の皆様には台帳の基礎となる調査票にご記入いただくこととなります。調査は7月からです。

皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ いの町社会福祉協議会 ☎ 892-0515 / ほけん福祉課 ☎ 893-3810

お知らせ
**戦没者等の遺族に
 対する特別弔慰金
 (第九回特別弔慰金)が
 支給されます**

対象者

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がお亡くなりになるなどの理由で平成21年4月1日において受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- (戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます。)
- 4 右記3以外の
 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 右記1〜4以外の三親等内の親族
 (戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

請求期間

平成24年4月2日まで

請求・問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課

☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課

☎ 869-2114

お知らせ

戦傷病者の妻の方々へ

特別給付金が

支給されます

9月末で受付終了となります
 対象者で未請求の方は早めに請求ください

戦傷病者を永年介護されてきた妻のご苦労に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の妻に支給するものです。
 戦傷病者とは、次の給付を受けている方です
 ○恩給法による増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・傷病賜金

○戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金・障害一時金又は、旧令共済組合特別措置法による傷病年金・一時金(障害程度第5款症以上)

請求・問い合わせ
 ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課

☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課

☎ 869-2114

広報いの 6月号

お知らせ
**戦没者慰霊巡拝の
 お知らせ**

次の地域で、戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。
対象地域
 旧ソ連、中国東北地区、フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、トラック諸島、北ボルネオ、硫黄島

選考基準

健康状態が良好で、原則として80歳以下の方
 (当該戦域を一度も訪れたことがない方を優先)

巡拝地域、実施時期、所要経費等詳しいことのお知らせ

高知県地域福祉政策課

☎ 823-9662

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810